

附属書[5] 手動スプリンクラ装置の基準

1. 構造及び性能

- (1) 手動スプリンクラ装置(以下「装置」という。)が保護する床面積 1m^2 につき $5\text{l}/\text{min}$ 以上の水を散水することができ、かつ、水を連続して供給する設備を備えること。
- (2) 散水する場所における火災のために作動不能にならないように配置されているものであること。
- (3) 水を供給するポンプは、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - (i) 装置内の圧力低下により自動的に作動すること。
 - (ii) いずれの相隣接する 2 散水単位のスプリンクラ・ヘッドが同時に作動してもスプリンクラ・ヘッドに適当な圧力で十分な水を供給することができるものであること。
 - (iii) 製造者名、型式及び製造年月が見やすい箇所に標示されていること。
- (4) スプリンクラ・ヘッドとスプリンクラ・ヘッドに水を供給するポンプとの間に、次の要件に適合する圧力タンクを設けること。
 - (i) 必要な圧力で水が満たされていること。
 - (ii) 圧力タンクの容量は、1 分以内にスプリンクラ・ヘッドにおいて定格に作動させるのに十分なもので少なくとも 100l とすること。
 - (iii) 圧力タンクの圧力源は、圧縮空気として空気タンクから供給するか又はこれと同等以上の効力を有するものであること。
 - (iv) 圧力タンクは、機関規則の圧力容器の規定によりその使用圧力に耐える十分な強さを有する構造のものであること。
 - (v) 圧力タンクには、制限圧力の 1.1 倍以下で圧力を逃がすように調整された逃し弁及びその基部に止め弁を有する水面計及び圧力計を取り付けておくこと。
- (5) 1 群のスプリンクラ・ヘッドによる散水単位は、船首尾方向は 15m 以上、横方向は当該保護区域の幅とし、いずれの散水単位も 2 甲板以上にわたって備えられていないこと。この場合において、火災探知装置のいずれの 1 探知区域もいずれかの散水単位の区域内に入るようにすること。
- (6) スプリンクラ・ヘッドは、次の要件に適合するものであること。
 - (i) 材料は、青銅、不銹鋼その他内外側に耐食処理が施された金属のものであること。
 - (ii) 放出圧力に対応する有効散水範囲及び放水量が確認されており、使用条件及び長期使用に耐えるものであること。
 - (iii) 製造者名、型式及び製造年月が見やすい箇所に標示 されていること。
- (7) 管系は、次の要件に適合するものであること。
 - (i) 耐火性の材料で作られたものであること。
 - (ii) 使用圧力に対し、十分な強度を有すること。
 - (iii) 凍結のおそれのある部分では、管は適当に保護されていること。
 - (iv) 水中の不純物又は管弁及びポンプの腐食によって散水ノズルが詰ることがないように予防手段が講じられていること。
- (8) 圧力タンクから各散水バルブの間は、常時水を満たしておくこと。
- (9) 手動式起動装置(各散水単位に対する散水バルブの開放装置)は、火災の際容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設け同一の場所においていずれの散水単位に対しても散水できるようにすること。また、当該起動装

置の付近の見易い箇所に起動装置である旨及びその使用方法(火災探知装置の各探知区域と各散水単位の区域の相当を含む。)を表示しておくこと。

2. スプリンクラ・ヘッドの備付方法

- (1) 1のスプリンクラ・ヘッドにより保護する床面積は、**16m²**以下であること。
- (2) スプリンクラ・ヘッド相互間の距離は、**4m**以下であること。
- (3) 保護する区域のいずれの部分も、スプリンクラ・ヘッドからの水平距離が **2.8m** 以下であること。
- (4) 可燃物に対して十分散水させるよう、できる限り高い位置に取り付けること。この場合、ビームその他の構造物により散水効果が妨げられないこと。